

令和3年鉾田市農業委員会11月定例総会議事録

日 時	令和3年11月25日（木）午後2時00分																																																																														
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																														
出欠状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>櫻井 健一</td><td>出</td><td>13番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>富田 省三</td><td>出</td><td>15番</td><td>城田 俊男</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菊地 博</td><td>欠</td><td>16番</td><td>出沼 丈夫</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>浜田 洋一</td><td>出</td><td>17番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>米川 完一</td><td>欠</td><td>18番</td><td>菊川 俊雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>坪沼美知子</td><td>欠</td><td>19番</td><td>飯塚 康雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td><td>20番</td><td>郡司 光一</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>21番</td><td>浅野 登</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td><td>22番</td><td>鈴木 新吾</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td><td>23番</td><td>大久保 稔</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>24番</td><td>小松崎善一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	櫻井 健一	出	13番	菅谷 美尚	出	2番	永井 司	出	14番	飯岡 政一	出	3番	富田 省三	出	15番	城田 俊男	出	4番	菊地 博	欠	16番	出沼 丈夫	出	5番	浜田 洋一	出	17番	海老原康廣	出	6番	米川 完一	欠	18番	菊川 俊雄	出	7番	坪沼美知子	欠	19番	飯塚 康雄	出	8番	菅谷 幸子	出	20番	郡司 光一	出	9番	草野 克信	出	21番	浅野 登	出	10番	箕輪美代子	出	22番	鈴木 新吾	出	11番	大貫 修一	出	23番	大久保 稔	出	12番	宇佐見達夫	出	24番	小松崎善一	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																										
1番	櫻井 健一	出	13番	菅谷 美尚	出																																																																										
2番	永井 司	出	14番	飯岡 政一	出																																																																										
3番	富田 省三	出	15番	城田 俊男	出																																																																										
4番	菊地 博	欠	16番	出沼 丈夫	出																																																																										
5番	浜田 洋一	出	17番	海老原康廣	出																																																																										
6番	米川 完一	欠	18番	菊川 俊雄	出																																																																										
7番	坪沼美知子	欠	19番	飯塚 康雄	出																																																																										
8番	菅谷 幸子	出	20番	郡司 光一	出																																																																										
9番	草野 克信	出	21番	浅野 登	出																																																																										
10番	箕輪美代子	出	22番	鈴木 新吾	出																																																																										
11番	大貫 修一	出	23番	大久保 稔	出																																																																										
12番	宇佐見達夫	出	24番	小松崎善一	出																																																																										
事 務 局	櫻井局長 井川局長補佐 酒井係長 鬼澤係長																																																																														
議 長	14番 飯岡政一（会長）																																																																														
議事録署名人	19番 飯塚 康雄 20番 郡司 光一																																																																														
書 記	酒井係長																																																																														
議 題	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第4号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権</p>																																																																														

	<p style="text-align: center;">利移動届出について 報告第3号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて</p> <p style="text-align: center;">そ の 他</p>
<p style="text-align: center;">事 務 局</p>	<p style="text-align: center;">(開 会)</p> <p>定刻となりましたので、令和3年銚田市農業委員会11月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。</p>
<p style="text-align: center;">会 長</p>	<p>どうも、皆さん、こんにちは。なかなかこの秋の忙しい時期に、一番いい時間帯で皆さん総会に参加していただきまして、誠にありがとうございます。コロナのほうも銚田でこれ306人から、ずっとここ10日くらい一人も出ていないということで、いろいろ安心、皆さんもしている、私もやはり安心してはいますが、これがいつまた出てくるか分からないので、一人一人が気をつけて過ごしていただければいいと思います。</p> <p>大分世界的にも油のほうの値段が上がってきておりまして、一部在庫を放出するような話をしていますけれども、マスコミ等では、あのくらい放出しても何ら一般に回ってくる値段は、それほど影響はないのではないかなと思うので、むしろ産油国のほうがこれからだんだん締めつけて、もっと高くなる可能性があるのではないかなという、そういうマスコミの報道もありました。農家の方もいろいろ油を使っていたいて、非常にこの油が高くなって、その分出荷する農産物に金額を加えられないということが非常に苦慮しているような、そういう状況でございます。</p> <p>それと、油のことはそうですけれども、今までは私も皆さんも感じていたと思いますけれども、農家に大手は参加しないのですよね。農産物を産出する農家のほうには大手企業は参加しないで、農家に使ってもらう機械、肥料、そういう面、ビニールもそう、ビニールハウスのパイプにしろ、これはみんな大手がやっております。けれども、大手は農産物を出荷することには参加していない。それはどういうことかと私もいろいろ聞いてみたら、農産物というのはいいときと悪いときの波があって、その波があるから参入できないらしいのです。コカ・コーラでも自動販売機のジュースでも1本130円なら130円、売れても売れなくてもそうやってやっていますけれども、農産物はもう当たり年には、トラクターでそのまま出荷しないで処分しているような状態が続く。また、高いときには、幾ら高くても不作だから取れないから、それなりに採算が合わ</p>

	<p>ない。そういう採算が合わないところだから大手が参加しないという、そういう傾向で私も聞きました。</p> <p>けれども、今朝、俺が新聞見たらば、この三井不動産ワールドファームという大手の会社ですよ、三井不動産といえば。その会社と谷田部にある会社が共同で野菜カット工場を造るということで、それとあとキャベツも農地を借りて20町歩ぐらい生産するような、そういうふうに大手が名のりを上げてきたということは、これは何かやはり農家にも魅力があるのではないかなということ、大手が俺は手を伸ばしてきたのかなと、そういうふうにこの新聞の記事を読みました。</p> <p>そういうような形で、少しでも農家の方が安定して収入が得られるようになれば一番いいと思います。それにはやはり農業委員会の耕作放棄地をなるべく解消しながら、または優良農地を残していくように農業委員会等で頑張っ、皆さんで知恵を出しながら、そういう形で活動できればいいなと思っております。</p> <p>今日も一日、慎重審議のほうをよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は21名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会11月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりです。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。</p>
議長	<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。会議録署名人に、19番 飯塚康雄 委員、20番 郡司光一 委員の両名を指名いたします。</p>

議	長	<p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の酒井係長を指名いたします。</p>
議	長	<p>議案の審議に入る前に諸報告を行います。 新型コロナウイルス感染防止対策のため、4番 菊地博 委員、6番 米川完一 委員、7番 坪沼美知子 委員が欠席となります。</p>
議	長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)</p>
議	長	<p>議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を議題といたします。</p>
議	長	<p>番号1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
議	事務局	<p>番号1番をご説明いたします。 申請内容につきましては1筆、地目、畑、面積2、770平方メートルでございます。 契約内容は売買で、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。 詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと思います。 以上でございます。</p>
議	長	<p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定の議事参与の制限により、議長を21番 浅野会長代理に交代いたします。 よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>代わって議事を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>

	<p>それでは、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、 委員の退席を求めます。</p> <p>(委員退室 午後2時08分)</p>
議 長	<p>番号1番について地元委員の説明を求めます。</p>
永井司委員	<p>2番、永井です。1番について説明いたします。 さんと さんは近所で縁戚関係にありまして、今回 さんが高齢のため作物を作れないということで、 さんに農地を持ってもらうということで売買が成立したそうでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番について申請どおり許可と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p> 委員の入場を認めます。</p> <p>(委員入場 午後2時10分)</p>
議 長	<p>それでは議長を交代いたします。</p>
議 長	<p>議長を代わりました。引き続き議事進行をいたします。</p>
議 長	<p>番号2番から番号16番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>番号2番から番号16番までご説明いたします。 申請件数につきましては15件、地目、田3筆、畑28筆、計31筆です。面積は5万7,487平方メートルでございます。</p>

	<p>契約内容につきましては、売買8件、普通贈与4件、交換2件、区分地上権1件となっております。</p> <p>いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。</p> <p>詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長 浜田洋一委員</p>	<p>番号2番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>5番、浜田です。2番について説明します。</p> <p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親子です。このたびお父さんの■■■さんからお子さんの■■■さんへの普通贈与ということです。■■■さんは、米作りとハウスでメロンとミニトマトを栽培する農家です。農業経営の安定化と経営継承に贈与するとのことです。何ら問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長 草野克信委員</p>	<p>続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>9番、草間です。3番について説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親子でございます。このたび■■■さんが60歳を超えたのを機会に、今後の■■■さんの農業経営安定のため贈与をすることにしたそうです。■■■さんは、サツマイモを中心に作付して、後継者として頑張っています。</p> <p>以上の理由から、権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長 大貫修一委員</p>	<p>続きまして、番号4番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>11番、大貫です。4番について説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは親子の間柄です。このたび親から子への経営移譲ということで申請に至ったわけです。■■■さんは、メロンを中心とした農業経営を奥さんとしており、農作業に常時従事しており、年齢も60を過ぎており、このたび農地譲渡ということになりました。何ら問題ないと思われまので、よろしくご審議ください。</p>
<p>議長 宇佐見達夫委員</p>	<p>続きまして、番号5番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>12番、宇佐見です。5番について説明します。</p>

	<p>こちらの案件は、5条9番と同時申請となります。賃貸人、 と賃借人、 の営農型太陽光発電設備の継続の申請となります。こちらの案件は、3年前に許可された案件になります。現地確認したところ、区分地上権の継続申請は問題ないと思われま。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、番号6番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>出沼丈夫委員</p>	<p>16番、出沼です。6番についてご報告いたします。 申請人の さんと譲渡人の さんはおじさんに当たります。 さんは、養豚業と農業を営んでおり、このたび さんの持っている紅葉地区の畑を譲り受け、家畜の飼料などイタリアンライグラスですか、作付したいとのことで、作付面積においても5,629平米と、労働力においても常時5人の労働者がおります。年間300日従事しているとのことです。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、番号7番から番号9番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>海老原康廣委員</p>	<p>17番、海老原です。番号7番についてご説明します。 譲受人、 さんと譲渡人、 さんは親の代から親交がある間柄でございます。このたび隣接している土地の売買契約が円満にまとまったということでございます。譲受人、 さんは水稻、芋などを中心とした農家で、息子さん夫婦も休みのときには一緒に農作業を手伝っているそうです。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひします。 続きまして、番号8番、9番についてご説明いたします。譲受人、 さん、水稻、菊を作っております。同じく さんは菊作りを中心とした農家でございます。このたび隣接している土地の利便性のために田と畑を交換することが円満にまとまったということでございます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われま。ご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、番号10番から番号12番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>永井司委員</p>	<p>2番、永井です。10番について説明いたします。</p>

	<p>譲受人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは近所の間柄でありまして、■■■■さんが規模拡大をしたいということで■■■■さんの土地を求めたそうでございます。■■■■さんは葉物を中心として、外人も常時8人から10人ぐらいを使って大々的にやっておる農家でございます。何ら問題ないと思いますので、審議よろしく願いいたします。</p> <p>11番について説明いたします。■■■■さんは、メロンを少しとそれからサツマイモをやっている農家でございます。やはり近所の■■■■さんの土地を買って規模拡大をしたいということで、■■■■さんと売買がまとまったそうでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。</p> <p>12番について説明いたします。譲受人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんも近所同士の間柄でありまして、■■■■さんの土地が現在、■■■■さんのハウスが建っておりまして、もうハウスを建てたのだから土地を返してもらの意味もないし、そのまま買ってもらって作ってもらいたいという■■■■さんの希望で今回売買がまとまったそうでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号13番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>菅谷美尚委員</p>	<p>13番、菅谷です。13番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人の■■■■さんは地元で大規模に農業経営をされており、主にお米、サツマイモ、ジャガイモを中心に作付しているとのことです。研修生3名、日本人スタッフ、家族、計10名で作業をしているとのことです。規模拡大に伴い■■■■さんとの間に売買が円満に成立したとのことです。問題がない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号14番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>櫻井健一委員</p>	<p>1番、櫻井です。14番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、■■■■さんが所有する農地4,046平方メートルを譲受人、■■■■さんとの売買の案件でございます。■■■■さんは経営を拡大し、ハウレンソウを周年的に生産を行うということでございます。申請地4,046平方メートルは、■■■■さんが所有する農地の隣地になっております。許可要件については満たしていると思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号15番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>富田省三委員</p>	<p>3番、富田でございます。15番の案件に対しまして説明いたし</p>

	<p>ます。</p> <p>この案件は、譲渡人と譲受人は近所隣でございます、今回■■■さんと■■■さんが円満な話合いの下に売買が成立いたしました。この土地は■■■さんの隣接の土地でありまして、■■■さんも小さい食堂ですか、それを経営しております、今回■■■さんから、できれば隣接の土地でありますから買ってもらえないかという話があったそうです。経営規模拡大のための売買でございます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件に対しましては、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどをよろしく願います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>小松崎善一委員</p>	<p>続きまして、番号16番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>24番、小松崎です。番号16番についてご説明いたします。譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんと近所同士でございます。■■■さんは■■■をやっておりまして、今まで3回移転して、現在は銚田市旭総合支所通りで■■■をやっております。申請地は、最初の■■■が住んでいたところでございます、現在は■■■さんが何十年も借り受けて野菜等を栽培しており、このたび頑張っている■■■さんに贈与をしたいというようなことでございます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題はないかと思われまますので、ご審議のほどをよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号2番から番号16番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番から番号16番について申請どおり許可と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番から番号16番を申請どおり許可と決定いたします。</p>

	<p>(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。</p>
議長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事務局	<p>番号1番、申請人、[REDACTED]。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積48平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積216平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積116平方メートル。</p> <p>転用事由は、現在使用している農作業所・倉庫が手狭なため、施設の増設を計画しており申請地を利用して整備したい。また、既存の農業用倉庫が農地法の許可を得ず無断で転用していましたので、併せて是正の申請をします。</p> <p>転用計画、農業用作業場109.30平方メートル、農業用倉庫561.07平方メートル、収納コンテナ5.49平方メートル。始末書添付となっております。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。以上でございます。</p>
議長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
小松崎善一委員	<p>24番、小松崎です。番号1番についてご報告いたします。</p> <p>去る11月の15日、大久保委員、菅谷委員、私と事務局で現地調査を行いました。申請地、場所の説明は地元委員さんをお願いいたします。周囲は、集団的に存在する農地の状況でありまして、農地区分としては第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p> <p>なお、農業用倉庫の無断転用で是正の申請、また始末書が添付されております。</p>

	以上です。
議 長 海老原康廣委員	地元委員の説明を求めます。 17番, 海老原です。番号1番についてご説明いたします。 ただいまの現地調査員さんのご報告のとおりでございます。現地調査員の皆様, ご苦労さまでした。申請地は地図1ページ左側です。銚田市鳥栖, 鳥栖郵便局より■■■■■■メートルぐらい行ったところの場所になります。現在使用している作業所, 倉庫が手狭なため施設の増設を計画をしております, 申請地を整備したいとのことでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転を伴う転用許可について)
議 長	続きまして, 議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定, 移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事 務 局	番号1番, 譲受人, ■■■■■■。譲渡人,

	<p>。申請地、</p> <p>、地目、畑、面積838平方メートル。</p> <p>転用事由は、隣地にある倉庫を集荷施設として購入しており、作業の利便性を高めるため、申請地を農業用資材置場や通路として整備したい。また、農地法の許可を得ずに砕石を敷いて雑種地として使用していたため併せて是正申請をしたい。</p> <p>転用計画、農業用資材置場、コンテナ300個、パレット250個、通路250平方メートル。契約内容は売買。始末書添付となっております。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>小松崎善一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>24番、小松崎です。番号1番についてご報告いたします。</p> <p>去る11月15日に現地調査を行いました。場所の説明については地元の委員さんによろしく願います。申請地は集団的に存在する農地でありまして、農地区分としては第1種農地と判断をいたしました。農地転用許可基準からの意見として転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>また、1種農地ではあるが、農業用資材置場を整備しようというために例外的な許可ができる。またなお、一部砕石が敷かれており、始末書が添付しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>郡司光一委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>20番、郡司です。1番について説明いたします。</p> <p>現地調査員の方、大変ご苦労さまでございました。ただいまの調査員の報告のとおりでございます。場所が地図1ページの右側の図でございます。上からずっと下に走っている太い道路は、ここは県道水戸神栖線の道路でございます。上が水戸方面、下は神栖方面ということで、このちょっと下のほうに信号がありますが、ここが青柳郡境の信号でございます。この信号より、図でも分かると思いますが、メートルぐらい手前のが申請地になっております。譲渡人、さんの土地とさんの土地が隣接していたということもありまして、売買契約が円満にまとまったとのことでございます。譲受人のさんは、今年になって隣接している土地も購入してまして、今回も利便性を高めるために資材置場や通路とし</p>

<p>議 長</p>	<p>て整備したいとのこととございます。よろしくお願ひします。 また、申請地では碎石が敷いてありまして、是正の申請とのこと で始末書添付でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたしま す。</p> <p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありません か。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたしま す。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号2番、使用貸人、XXXXXXXXXX。使 用借人、XXXXXXXXXX。申請地、 XXXXXXXXXX，地目，畑，面積975平方メートル。 事由，建築業を営んでおりますが，利用している資材置場が手狭 となったため，申請地を資材置場として整備したい。 転用計画，資材置場，木材10トン，山砂20トン，碎石20ト ン，通路181平方メートル。契約内容は使用貸借です。 詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じ ます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>菅谷美尚委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>13番，菅谷です。2番について説明します。 去る11月15日，現地調査を行いました。申請地は地図2ペー ジ左側です。農地区分としては第2種農地と判断しました。現在利 用している資材置場が手狭になり，申請地を整備して使用したいと のことです。農地転用許可基準から判断して転用目的，位置環境， 実現の確実性，計画面積などいずれも適と認め，3人の総合意見と して可と判断しましたので，ご報告いたします。</p>

議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
大久保稔委員	<p>23番, 大久保です。3番について報告いたします。</p> <p>申請地は地図2ページの右側になります。詳しくは地元委員さんをお願いします。周田は集团的に点在する農地の区域にあり, 農地区分としては第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積などいずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。</p>
議 長	地元委員の説明を求めます。
箕輪美代子委員	<p>10番, 箕輪です。3番について説明いたします。</p> <p>場所は地図2ページの右側になります。詳しい場所は, 県道110号線, この太い線は県道110号線で, 鉾田から水戸へ向かって走っています。■地区のちょうど外れになります。使用借人は■さん, 使用借人は■さんです。使用借人の■さんは, ダイコンを中心とした漬物の加工販売をしております。申請地はその工場と隣接しております。事業の拡大ということで, 作業所と冷蔵施設を整備したいということがあります。ダイコンが時期によっては傷んだりするので, どうしても冷蔵施設が必要ということでありました。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号3番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして, 番号4番を上程いたします。事務局に朗読させます。

事務局	<p>番号4番, 譲受人, [REDACTED]。 譲渡人, [REDACTED]。申請地, [REDACTED]。 [REDACTED], 地目, 畑, 面積652平方メートル。 事由, 運送業を営んでおりますが, 事業拡大のため, 申請地を譲り受けて駐車場として整備したい。 転用計画, 駐車場(大型車)5台。契約内容は売買です。 詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
議長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
菅谷美尚委員	<p>13番, 菅谷です。4番についてご説明いたします。 去る11月15日, 現地調査を行いました。申請地は地図3ページ左側です。農地区分としては第2種農地と判断しました。申請人は運送業を営んでおり, 事業拡大のため現駐車場の隣地を譲り受け整備して使用したいとのことです。農地転用許可基準から判断して転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積などいずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断いたしましたので, ご報告いたします。</p>
議長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
永井司委員	<p>2番, 永井です。4番について説明いたします。 地図3ページの左側になります。国道51号沿いに[REDACTED]がありまして, このたび駐車場を広げたいということで, 譲渡人の[REDACTED]さんの土地を取得して駐車場を整備したいということでございますので, よろしく審議お願いしたいと思います。</p>
議長	<p>番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたしま</p>

<p>議 長 事 務 局</p>	<p>す。</p> <p>番号5番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号5番，譲受人，[REDACTED]。譲渡人，[REDACTED]。申請地，[REDACTED]，地目，畑，面積471平方メートル。</p> <p>事由，電気工事業を営んでおりますが，事業拡大のため，申請地に資材置場用の倉庫及び駐車場を整備したい。</p> <p>転用計画，倉庫99．19平方メートル，駐車場（大型車）2台。契約内容は売買。</p> <p>詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 小松崎善一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>24番，小松崎です。番号5番についてご報告いたします。</p> <p>去る11月15日，現地調査を行いました。場所の説明は，地元委員さんをお願いします。周囲は集団的に存在する農地の状況でありまして，農地区分としては第1種農地と判断いたしました。転用許可基準から見た意見として，既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張であるため，例外的に許可できると判断をいたしました。農地転用許可基準から判断して転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積などいずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断しましたので，ご報告をいたします。</p>
<p>議 長 宇佐見達夫委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>12番，宇佐見です。5番について説明いたします。</p> <p>現地調査員の皆様，ご苦労さまでした。場所は地図3ページ右側，県道110号線[REDACTED]入り口より約[REDACTED]北に入り南側です。譲渡人，[REDACTED]さんと譲受人，[REDACTED]さんは兄弟の関係となります。</p> <p>[REDACTED]さんは現在，[REDACTED]という電気店を営んでおり，娘さんが仕事を手伝うことによる事業拡大のため，電気店の隣の[REDACTED]さんの農地を倉庫及び駐車場にしたいということでした。問題ない案件かと思っておりますので，よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>

議 長	<p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長 事 務 局	<p>続きまして、番号6番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号6番、使用借人、 。使用貸人、 。申請地、 、地目、畑、面積499平方メートル。</p> <p>事由、現在、妻子と借家に住んでいるが、手狭であるため、申請地に自己住宅を建築したい。 転用計画、居宅（自己住宅）128.15平方メートル。契約内容、使用貸借。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
議 長 大久保稔委員	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>23番、大久保です。6番について説明します。 去る11月15日に現地調査を行いました。申請地は地図4ページの左側になります。詳しくは地元委員さんをお願いします。周囲は集団的に存在する農地の区域にあり、農地区分としては第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
議 長 大貫修一委員	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>11番、大貫です。6番についてご説明いたします。 現況調査員の方、誠にご苦労さまでございました。地図は4ペー</p>

	<p>畑，面積753平方メートル。</p> <p>事由，現在，親と同居しているが子供の成長に伴い手狭となったため，申請地を譲り受けて農家住宅及び農業用倉庫を建築したい。</p> <p>転用計画，居宅（農家住宅）131.80平方メートル，農業用倉庫62.09平方メートル。契約内容は売買。</p> <p>詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により， 委員の退席を求めます。</p> <p>（ 委員退室 午後2時57分）</p>
<p>議 長</p> <p>菅谷美尚委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>13番，菅谷です。8番について報告いたします。</p> <p>去る11月15日，現地調査を行いました。申請地は，地図5ページ左側になります。農地区分としては第1種農地と判断いたしました。申請人は現在親と同居していますが，子供が成長し手狭になったため，申請地を譲り受け農業住宅及び農業用倉庫を建設したいとのことです。農地転用許可基準から判断して転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積などいずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断いたしました。</p> <p>以上，ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>永井司委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>2番，永井です。8番について説明いたします。</p> <p>さんとさんは近所で，親しい間柄ということでございまして，今回，さんが親元から離れて自己住宅を建設したいということでの申請でございます。それから，周りにさんの親のさんの土地がありまして，そこに行くのには国道沿いを出るよりは，中に駐車場を造って農業資材を少し置いたほうが便利だよということで，農業用倉庫も併せて整備したいということでございますので，よろしく審議お願いしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>（質疑なしの声あり）</p>

<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号8番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号8番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>■■■■委員の入場を認めます。</p> <p>(■■■■ 委員入場 午後3時00分)</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p>	<p>続きまして、番号9番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号9番、使用借人、■■■■ ■■■■。使用貸人、■■■■ ■■■■。申請地、■■■■の 一部、地目、畑、面積2.10平方メートル。同じく■■■■ ■■■■の一部、地目、畑、面積0.28平方メートル。同じく■■■■ ■■■■の一部、地目、畑、面積0.26平方メートル。 同じく■■■■の一部、地目、畑、面積0.29平方 メートル。同じく■■■■の一部、地目、畑、面積0. 28平方メートル。同じく■■■■の一部、地目、畑、 面積0.26平方メートル。同じく■■■■の一部、 地目、畑、面積0.29平方メートル。</p> <p>事由、農地を有効利用するために、申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したい。</p> <p>転用計画、営農型太陽光発電設備、パネル2,550枚、パネル面積4,173.84平方メートル、下部農地面積5,734平方メートル、全体面積7,030平方メートル。契約内容は使用貸借。一時転用で許可日より3年間。作目はサカキです。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>23番、大久保です。9番について説明します。</p>

	<p>申請地は5ページの右側になります。詳しくは地元委員さんをお願いします。周囲は集団的に存在する農地の区域にあり、農地区分としては第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>宇佐見達夫委員</p>	<p>12番、宇佐見です。9番について説明します。 場所は地図5ページ右側、県道110号線大戸入り口より北に■■■■キロほど、大戸学習館より■■■■メートルほど■■■■の位置となります。先ほど3条5番の案件と同時申請の案件となります。営農型太陽光発電設備の一時転用継続の申請となります。こちらの案件は3年前許可された案件で、サカキを栽培するとのことでした。現地を確認したところ、サカキはきれいに植えられており、申請代理人に確認したところ、2020年7月に定植したとのことでした。継続の申請許可は問題ないかと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>番号9番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。</p>
<p>小松崎善一委員</p>	<p>24番、小松崎です。サカキですけれども、まだ販売していないようなのですけれども、これはどのぐらいで販売できる状態になるのですか、その辺は地元の委員さんは分からないのですか。</p>
<p>宇佐見達夫委員</p>	<p>申請代理人のほうに確認したのですが、本当は何かすぐ以前、許可されて植えようとしたのですが、ちょっといろいろありまして、1年半ぐらいですかたってから定植して、収穫はどのぐらいありますかという話をしたのですが、定植から五、六年はかかってしまうということでした。</p>
<p>議長</p>	<p>それでよろしいですか。</p>
<p>小松崎善一委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>そのほかに質疑ありますか。どうでしょうか。 (質疑なしの声あり)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号9番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号9番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号10番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事 務 局	<p>番号10番、使用借人、 。使用貸人、。申請地、 ，地目、畑、面積978平方メートル。 事由、法人化して農業を営んでおり、事業拡大に伴い生産量、出荷量が増えたため、申請地に資材置場及び駐車場を整備したい。 転用計画、農業用資材置場、コンテナ1万6,000個、駐車場(農業用車両)4台、遊水地29平方メートル。契約内容は使用貸借。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。以上でございます。</p>
議 長	<p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、委員の退席を求めます。</p> <p>(委員退室 午後3時08分)</p>
議 長 大久保稔委員	<p>現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので続けて説明願います。</p> <p>23番、大久保です。10番について説明します。 申請地は地図6ページの左側になります。県道115号線を旭市民センター方面から茨城町方面に向かいますと右側にガソリンスタンドがあります。そこを右折してぐらい行きますと左手にの倉庫があります。そこを左折して100メートルぐらい行ったところになります。周囲は集団的に存在する区域であり、農地区分としては第1種農地と判断しました。農地転用許可基</p>

		<p>準から判断して転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、■■■■■さんはサツマイモを中心とした大規模な農家です。このたび経営規模拡大に伴い、申請地に資材置場及び駐車場を整備したいとのこと。何ら問題はないと思われ。よろしく審議のほどお願いいたします。</p>
議 長		<p>番号10番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。</p>
浜田洋一委員		<p>5番、浜田です。実は、申請地が調査意見書のほうは箕輪になっているのですが、地図のほうは田崎になっているのです。地図のほうは田崎で意見書のほうが箕輪になっているのですが、この違いはどのようなのでしょうか。</p>
議 長		<p>では、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>こちらについては、住宅地図のほうで字の境界が赤いラインで示されていると思うのですが、字境なので、地番上は箕輪が田崎のこの地区のほうにある場合もあります。ほかにも多分こういう飛地というものがあると思いますけれども、あくまで住宅地図は大字を示しているのです。地番は箕輪になっているというふうに思います。</p>
議 長		<p>よろしいですか。 そのほか質疑ありますでしょうか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長		<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号10番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長		<p>異議なしと認めます。番号10番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長		<p>■■■■■委員の入場を認めます。</p>

	<p>([REDACTED] 委員入場 午後3時12分)</p>
議長	<p>続きまして、番号11番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事務局	<p>番号11番、譲受人、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]。申請地、[REDACTED]。地目、畑。面積331平方メートル。 事由、不動産業を営んでおりますが、申請地は造成が容易であり費用を抑制できるため、譲り受けて建売住宅を整備したい。 転用計画、建売住宅1棟、99.37平方メートル。契約内容は売買。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。以上でございます。</p>
議長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
小松崎善一委員	<p>24番、小松崎です。番号11番についてご報告いたします。 去る11月15日、現地調査を行いました。場所については地元の委員さんをお願いします。申請地は集団的に存在する農地でありまして、農地区分としては第1種農地と判断しました。位置環境として集団的に存在する農地ではあるが、集落に接続して設置される建て売り住宅であるため、例外的に許可できると判断いたしました。農地転用許可基準からの意見として転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
議長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
海老原康廣委員	<p>17番、海老原です。番号11番についてご説明いたします。 ただいまの現地調査員さんのご報告のとおりでございます。現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。申請地は地図6ページ右側、元の当間小学校の近くに位置したところでございます。譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは親戚関係にあり、このたび売買契約が円満にまとまったそうでございます。何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>番号11番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>

議 長	<p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号11番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号11番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
	<p>(議案第4号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第4号「農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番から番号4番を一括して上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号1番、願出人、[REDACTED]。土地の表示、[REDACTED]，田，852平方メートル。同じく[REDACTED]，田，1，239平方メートル。</p> <p>番号2番、願出人、[REDACTED]。土地の表示、[REDACTED]，畑，2，250平方メートル。</p> <p>番号3番、願出人、[REDACTED]。土地の表示、[REDACTED]，田，1，519平方メートル。</p> <p>番号4番、願出人、[REDACTED]。土地の表示は番号2番と同様となります。</p> <p>入札期日及び改札期日は令和3年11月26日となっております。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	番号1番について地元委員の説明を求めます。
出沼丈夫委員	<p>16番, 出沼です。願出人の■■■■■さんは、このたび公売物件の野友地区にある水田を買い受けたいとのことです。■■■■■さんは、現在も水田242アールを作付しており、農業機械においてもトラクター、田植機、稲刈り機などを所有しており、このたび規模拡大のために農地を求めたいこととありますので、買受適格証明書の発行をよろしくご審議ください。</p>
議 長	番号2番から番号4番について地元委員の説明を求めます。
浜田洋一委員	<p>5番, 浜田です。2番について説明します。</p> <p>■■■■■さんは、お父さん、お母さんと3人で2.5ヘクタール近くの農業経営を行っています。農作物は、カンショとミツバなどを栽培しています。■■■■■さんは年間を通じて農作業に従事し25年になります。このたびは将来の農業経営の経営手法を考えて、■■■■■さんの名前で公売に参加し、買い受けたいとのことです。買受適格証明書の発行は何ら問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどをお願いします。</p> <p>3番と4番は同一人ですので、一緒に説明します。■■■■■さんは、お父さん、お母さんと3人で2ヘクタールの自作地と1.5ヘクタールの借地を合わせて3.5ヘクタールの農業経営を行っています。農作物は米作りとカンショを栽培しています。■■■■■さんは年間を通じて農作業に従事して15年になります。このたびは将来の農業経営の継承を考えて■■■■■さんの名前で公売に参加し、買い受けたいとのことです。買受適格証明書の発行は何ら問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどをお願いします。</p>
議 長	<p>番号1番から番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番から番号4番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、番号1番から番号4番について申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお、落札の際には農地法第3条の許可書を発行することといたします。</p> <p>(議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>申請件数につきましては53件、合計で104筆、面積が28万4,355平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借83筆、使用貸借21筆となっております。内訳につきましては、新規が65筆、再設定が39筆となっております。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第5号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。</p> <p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>こちらにつきましては3件の届出がございました。3筆で合計面積は2,215平方メートル。全て合意解約となっております。 以上でございます。</p> <p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>こちら4件の届出がございました。35筆で、面積につきましては合計で9万2,599平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。</p> <p>(報告第3号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて)</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告第3号「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号1番、譲受人、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]。申請地、[REDACTED]、畑、5、207平方メートル。 取消事由ですが、本件畑は、その周辺の土地とともに取得する条件付きの土地であり、畑以外の土地を取得する資金を用意できなかったためということです。 取消年月日ですが、令和3年10月15日。令和3年8月25日に許可した案件でございます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、議案の審議及び報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、その他について何かありましたらお願いいたします。</p>
<p>箕輪美代子委員</p>	<p>すみません、10番、箕輪です。ちょっと確認なのですが、第5条の1番で、始末書添付の件でちょっとお聞きしたいのですが、農地法の許可を得ずに碎石を敷いて雑種地として使用していたため是正の申請、これは碎石を敷いて雑種地に転用してしまったための始末書添付でしょうか。</p>
<p>郡司光一委員</p>	<p>地元委員、20番、郡司です。ここは、[REDACTED]さんの前に地元の[REDACTED]さんという人が大きく事業をしていたわけなのですが、裏も恐らくこの[REDACTED]さんという方が、口約束で碎石を入れて、そのままその前の人が使っていたのかな。それで名義の変更も、何かずっとお父さんが亡くなってからもやっていたらしいのです、その[REDACTED]さんは、今回の[REDACTED]さんの申請のときには、もうその前の人で碎石を敷いてしまったわけですから、[REDACTED]さんが敷いたわけではなくて、別な人が敷いてしまってそのままにしておいたらしいのです。</p>
<p>箕輪美代子委員</p>	<p>農地に碎石を敷いた場合というのは始末書は必要なのでしょうか。</p>

議 長	事務局でちょっと。
事 務 局	用途によります。そこを農地以外の目的として使用するために、例えば資材置場とか、そういった目的で碎石を敷いた場合は、それは違反転用になります。よくぬかるんで車両が入れないと、農業用車両が入れないとかそういったために碎石を敷く、若干舗装するとか、そういったものについては転用は不要ということになっておりますので。ですから、その用途によります。
箕輪美代子委員	分かりました。
議 長	要はこれ、■■■さんの取得するその前の人が碎石をもう敷いてしまっていたということだよな。
郡司光一委員	自分がやっていて……
議 長	暗黙の了解でね。
郡司光一委員	そう思ったからそのまま碎石を入れて了解して……
議 長	その後そのままにしてしまっただけでな。だから雑種地にしてしまったのだけれども、多分。最初からあった土地に畑に碎石を敷いて雑種地にはならないと思うから、だからその前の人がかこれやってしまって、そのままやって、そのままこの過程でこれ雑種地に、多分そんなあれかなと思うのだけれども。 よろしいでしょうか。 そのほかについて何かありましたらお願いします。 事務局のほうからお願いいたします。
事 務 局	事務局のほうから当面の行事予定についてお話しさせていただきます。 12月ですが、12月15日に現地調査を予定しております。一応当初出席者として菊地委員と浜田委員と米川委員ということになっていたのですが、ちょっとこちら変更がありまして、菊地委員はそのまま、浜田委員と米川委員は坪沼委員と、あと菅谷幸子委員のほうに変更になりますので、よろしくお願いします。 16日は常設審議委員会となっておりますが、こちらのほうは特に案件はございません。 21日が議案書配付となっております。 24日が14時から12月の定例総会ということで、場所は同じ

	場所になります。今回12月は前半と、あと案件のある方になりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	そういうことで、今事務局から諸報告を行いました。その他の項について何か皆さんありますでしょうか。はい、どうぞ。
大貫修一委員	11番、大貫です。今日も3人欠席ということなのですが、そろそろ全員そろってはできないですか。
議 長	全員総会ということでしょうか。それに関しては、引き続き事務局のほうから説明をお願いします。
事 務 局	何で前半、後半に分けて、あと案件のある人だけということをやっているかといいますと、一応銚田市の範囲とか出張とかそうした方針というのがコロナの対策ということで示されているのですが、それが10月1日に示されてからはまだ変更はなく、会議等に関しては、なるべく人数を制限してやってくださいよということで、うちのほうの場合には過半数の出席があれば総会としては成立するということから、今の体制でやっております。こちらの方針というのが、新たな方針が定められれば戻してもいいのかなと思うのですが、今現在のところ、特に新たな更新というのが定められていないものですから、基本的にはその方針に従ってこの体制をもうしばらくは継続することになると思います。
議 長	よろしいでしょうか。
大貫修一委員	はい。
議 長	やはり私も全体総会を開いたほうが本当は一番これ理想でいいのかなと思いますけれども、コロナでこういうふうな状況は、今までこれずっと続いているわけなのですが、これがいつ解消ということは、ちょっと今のところ見通せないもので、第5波、第6波という外国のほうでもあるから、なおさら市のほうでもそういう対応ができないのではないかなと思っております。銚田市の賀詞交換会も一応中止と通知されてきましたので、賀詞交換会のほうも例年はやるのですが、去年に続いて今年も中止で決まったそうでございますので、やはりそういう見解からそういうような人数を制限しているのではないかなと思っておりますので、ひとつ皆さん、ご了承ください。どうでしょうか、そのほか何かありましたらば。

議 長	<p>(発言なし)</p> <p>ないようなので、それでは、議事日程を全て終了します。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、銚田市農業委員会11月定例総会を閉会いたします。</p> <p>午後3時35分 閉 会</p> <p>署 名 人</p> <p>議長(会長) _____</p> <p>19番 委 員 _____</p> <p>20番 委 員 _____</p>
--------	--